

農福連携推進活動事業に係るアグリトレーナーの委嘱および派遣要領

第1 趣旨

この要領は、農福連携推進活動事業実施要領(平成31年3月26日付け農経第1489号)別記1⑨に基づき実施するアグリトレーナーの派遣に関し、必要な事項を定める。

第2 アグリトレーナーの委嘱

- 1 一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長(以下「理事長」という。)は、農業と福祉に一定程度の知識を有する者を選定し、本人の同意を得て、アグリトレーナーを委嘱することができる。この同意は、「同意書」(様式第1号)により確認するものとし、委嘱するアグリトレーナーには「委嘱状」(様式第2号)を交付する。

なお、アグリトレーナーの選定にあたっては、派遣を希望する農業経営体の推薦も可能とする。この際、農業経営体代表者は、アグリトレーナー登録申請書(様式第3号)に上記同意書を添えて、理事長に提出する。

- 2 委嘱期間は、委嘱日から毎年度末日までとする。

第3 アグリトレーナーの業務

アグリトレーナーは、理事長の要請を受け、雇用された障がい者と農業経営体事業主との間に立ち、次の業務に従事する。

- 1 雇用された障がい者に対する相談・支援
 - (1) 人間関係、職場内コミュニケーション(挨拶、報告、職場内マナー等)に関する相談・支援
 - (2) 基本的労働習慣(継続勤務、規則の遵守、生活リズムの構築等)に関する相談・支援
 - (3) 職務遂行(職務内容の理解、作業遂行力の向上、作業態度の改善等)に関する相談・支援
- 2 農業経営体に対する主な相談・支援
 - (1) 障がい者に係る知識(障がい者特性の理解、障がい者に配慮した対応方法等)に関する相談・支援
 - (2) 職務遂行に係る指導方法(指示や見本の提示方法、作業ミスの改善等)に関する相談・支援
 - (3) 職場環境の改善に関する相談・支援

第4 アグリトレーナーの派遣手続き

- 1 障がい者の雇用を行う農業経営体の事業主は、理事長に対し、「アグリトレーナーの派遣について(要請)」(様式第4号)により、アグリトレーナーの派遣を求めることができる。 なお、派遣期間・日数は、1作業日を1回とし、10回を上限とする。
- 2 理事長は、前項の要請を受け、必要と認めた場合は、アグリトレーナーを派遣することとし、「アグリトレーナーの派遣について(通知)」(様式第5号)により、要請のあった農業経営体の事業主あてに通知する。
- 3 理事長は、派遣にあたり、アグリトレーナーに、「アグリトレーナーの派遣について(依頼)」(様式第6号)により依頼するとともに、アグリトレーナーと農業経営体との日程を調整する。この際、農業経営体は、雇用した障がい者の日程を調整するものとする。
- 4 理事長は、必要に応じ、農福連携コーディネーターを、事業場に派遣することができる。
- 5 アグリトレーナーは、現地での相談・支援業務が終了したときは、「相談・支援実施報告書」(様式第7号)により速やかに理事長に報告するものとする。

第5 相談・支援に対する謝金等

- 1 アグリトレーナーが相談・支援に従事した場合、謝金および旅費を支給する。

(1) 謝金

1日あたり5,000円。ただし、当日の相談・支援業務に従事する時間が3時間に満たない場合は、1時間あたり1,000円(30分未満切り捨て)。

(2) 旅費

公社職員に準じて支給する。

- 2 アグリトレーナーは、第4の5の「相談・支援実施報告書」(様式第7号)に、「謝金等請求書」(様式第8号)を添えて、理事長に請求する。
- 3 理事長は、必要に応じて現地調査等を行い、遅滞なくアグリトレーナーの指定口座へ、謝金および旅費を振り込むものとする。

第6 その他

- 1 アグリトレーナーは、職務上知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。
- 2 アグリトレーナーが理事長に、当該事業にかかる書類を送付する場合は、着払いの「宅配便」として差し支えない。
- 3 この要領に定めのない事項は、理事長とアグリトレーナーが協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。